

会則

第1章 総則

第1条 本会は産業保健ネットワークと称する。

第2条 本会は事務局を独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪労災病院 治療就労両立支援センターにおく。

〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 1179-3

TEL:072-252-3561(病院代表)

FAX:072-255-7520(FAX 受付時間 午前8時15分～午後5時00分)

第2章 目的及び事業

第1条 本会は、産業保健活動に従事している医師、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、衛生管理者、健康運動指導士等がネットワークを組むことによって、知識向上、情報交換、悩みの解消を目的とする。

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

産業保健活動に必要な知識、技術を高めるための講習会や症例検討会の開催

インターネット使用による情報交換の実施

症例に対するメール等でのアドバイスの実施

その他前条の目的を達成するために必要な事業の実施

第3章 会員

第1条 産業保健活動に従事している医師、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、衛生管理者、健康運動指導士等で、本会の目的に賛同したものが会員となることができる。

第2条 前条の者が入退会を行う時は、あらかじめ代表世話人に申し出て所定の手続きを行わなければならない。

第4章 世話人

本会に次の世話人を置く

代表世話人 1名

幹事 2名

第5章 会費

年会費は無料とする。但し、講習会等を開催した際には、参加費用を徴収する場合がある。

第6章 個人情報の管理について

本会にて知りえた他の会員の個人情報については、外部漏洩を防ぎ、厳重に管理をする。

2007年6月29日 施行

2010年11月15日 改正